

## 大阪市港区長表彰要綱の運用について

制定 平成 29 年 8 月 17 日

### 大阪市港区長表彰要綱第 4 条（表彰の方法）関係

（1）表彰状及び（2）感謝状を授与する際、副賞を添えることができる。  
副賞は、花又は記念品とし、単価は 5,000 円を上限とする。

### 附則

この規定は、平成 29 年 8 月 17 日から施行する。